●河川転落事故防止施設設置要綱の制定について

昭和51年10月28日河第781号 十木事務所長あて十木部長通達

このことについて、別添のとおり定めたので、河川転落事故防止施設の設置については、 本要綱に基づき、遺憾のないよう処理されたい。

なお、本要綱は、基本的な方針を定めたものであり、今後におけるその運用については、 必要に応じて連絡協議する予定である。

○河川転落事故防止施設設置要綱の制定について

昭和51年10月28日河第782号 環境衛生課長、耕地計画課長、耕地事業課長、 道路建設課長、道路維持課長、ダム砂防課長、 都市計画課長、都市施設課長、下水道課長、 宅地行政課長、企業局開発課長あて河川課長 通知

このことについて、別添のとおり定め、各土木事務所長に通達したので通知します。 貴職におかれても、本要綱に基づき、河川転落事故防止施設の設置又は関係者の指導に 御尽力くださるようお願いいたします。

(別添) 河川転落事故防止施設設置要綱

1 目的

河川は、治水、利水の機能に加えて、親水機能の回復向上の要請が社会的に高まり、 広く一般に開放すべき方向にある。

また、いっぽうにおいて、河川への幼児、児童の転落事故が相次いで発生し、その管理責任をきびしく問われている。

この要綱は、かかる状況にかんがみ、河川における転落事故防止施設(以下「施設」という。)の設置について基本的な方針を定め、社会的要請への対応と転落事故の防止を図り、もって河川管理の適正を期することを目的とする。

2 設置対象河川

この要綱において施設設置の対象とする河川は、知事が管理する一級河川とする。

- 3 設置箇所の基準
- (1) 施設を設置する箇所は、次のア及びイに該当する箇所とする。
 - ア 市街地及び住宅地の周辺であること。

- イ 河床から天端までの高さが 2.0 メートル以上で、法勾配が 1:0.5 より急であること。なお、河床から天端までの高さが 2.0 メートルをこえるときは、別図-1 の斜線部分であること。
- (2) (1) 以外の箇所であっても、河川の占使用に伴う転落事故発生の危険の増大その 他の特別の事情がある箇所については、必要に応じて施設を設置するものとする。

4 設置者

施設の設置者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 道路の設置、通学路の指定その他の河川区域内の土地の占使用等により、施設の設置を必要とする場合当該占使用者等
- (2) 河川に隣接する道路、公園等の管理上施設の設置を必要とする場合当該道路等の管理者
- (3) 新たに河川に隣接して開発行為又はこれに準ずる行為を行うことにより、施設の設置を必要とする場合当該開発行為等を行う者
- (4) (1)から(3)までのほか、施設の設置を必要とする場合河川管理者

5 構造及び種類

- (1) 施設は、河川付近の景観を損なうことのないよう環境条件に合う構造及び種類を採用すること。
- (2) 施設のうち防護柵は、河川ごとに一貫性を保つため、可能な限り同一種類を採用すること。
- (3) 施設のうち防護柵は、原則として総高1.1メートル以上とすること。
- (4) 河川区域内に設置する施設については、流水に支障のない構造及び種類を採用すること。

6 施設の維持管理

施設の設置者は、当該施設を常に良好な状態に維持管理し、転落事故防止の万全を期するものとする。

施設の設置者は、当該施設を常に良好な状態に維持管理し、転落事故 防止の万全を期するものとする

※法勾配 1:0.5 (=2割勾配)は、 $cot\theta=1/2$ $\theta=26.6$ の角度である。









